

## 工場立地調整協議書

桜川市長 大塚 秀喜（以下「市長」という。） と 有限会社小松原工業代表取締役 小久保 政洋（以下「事業者」という。） とは、桜川市土地利用基本条例（平成30年桜川市条例第33号）第4章に定める立地行為の調整の手続を経て合意に至った事項を証するため、同条例第18条の規定に基づき、この協議書を作成する。

### （定義）

第1条 この協議書における用語の意義は、桜川市土地利用基本条例及び同条例第8条の規定により定められた立地調整指針（工場）（令和3年桜川市告示第69号。以下「指針」という。）の例による。

### （適用の範囲）

第2条 この協議書は、下表の土地の区域（以下「事業区域」という。）において事業者が自己の業務の用に供する目的で行う立地行為（事業区域の全部を一の敷地として使用するものに限る。）及び当該立地行為の施行後に営む事業の内容について適用する。

所在及び地番	地 積
桜川市真壁町源法寺字台の内639番1	124.96 m <sup>2</sup>
桜川市真壁町源法寺字台の内639番3	996.01 m <sup>2</sup>
合 計	1,120.97 m <sup>2</sup>

### （建築物の用途）

第3条 前条の立地行為によって新たに生じさせる建築物の用途は、コンクリート製品用金型枠製造業を営む工場とする。

2 前項の用途には、同項の事業（以下単に「事業」という。）の運営上密接不可分な事務所、倉庫等を含み、住宅、店舗等事業の運営上密接不可分でないものは含まない。

3 前項の規定にかかわらず、第1項の用途には次に掲げるものを含まない。

(1) 指針第2条第4項第1号の工場

(2) 指針第2条第4項第3号アからウまでに掲げる施設

(3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（ぬ）項第4号の建築物

( 公表資料 )

(環境法令により特定された施設の設置の制限)

第4条 工場の内部に設置する特定施設（指針第6条各号に掲げる施設をいう。以下同じ。）は、下表のとおりとする。

特定施設	公称能力	設置数	作業内容
せん断機	15kw以下	1以下	鉄板の切断
液圧プレス	15kw以下	1以下	鉄板の折曲げ
〈備考〉いずれも騒音規制法（昭和43年法律第98号）第2条第1項及び振動規制法（昭和51年法律第64号）第2条第1項の特定施設（金属加工機械）に該当する。			

- 2 工場の外部には、特定施設を設置してはならない。
- 3 事業区域内には、指針第2条第4項第2号に掲げる施設を設置してはならない。

(建築物の増築又は改築及び用途の変更の制限)

第5条 建築物の増築又は改築は、次に掲げる範囲内に限り行うことができる。

- (1) 建蔽率50%かつ容積率100%の範囲内であること。
  - (2) 事業区域内における工場の延べ面積（事業区域内に2以上の工場が存するときはそれらの延べ面積の合計とし、工場以外の建築物が存するときはその延べ面積を含まない。）が500㎡以下であること。
  - (3) 建築物の高さが10メートル以下であること。
- 2 建築物の用途は、変更してはならない。

(水の処理の制限)

第6条 工場廃水（工場の作業場から事業の運営に起因して生ずる廃水をいう。以下同じ。）は、生じさせてはならない。

- 2 雨水は、事業区域内に浸透枮を設置して処理する。
- 3 汚水（工場廃水を除く。）は、農業集落排水処理施設に接続して放流する。

(工場の操業時間の制限)

第7条 工場の操業時間は、午前8時から午後5時まで（夏季における操業時間の繰上げを行うときは、午前7時から午後4時まで）とする。ただし、事業の運営上やむを得ない事情があるときは、午後7時までに限り延長することができる。

( 公表資料 )

(運搬車両の発着時間の制限)

第8条 事業者は、原材料の入荷又は製品の出荷に使用する車両（普通自動車を除く。）を通学時間帯（午前7時から午前8時30分まで及び午後3時から午後6時までをいう。）に事業区域内に進入させ、又は事業区域内から発進させてはならない。

(原材料、製品等の保管方法の制限)

第9条 事業者は、原材料、製品等を建築物の内部に保管し、飛散、落下等による事故の防止を徹底するとともに、景観への配慮に努めなければならない。

(地域経済への配慮)

第10条 事業者は、工場の従業員等として桜川市民を雇用するよう努めるものとする。

2 事業者は、原材料、製品等の取引について市内の店舗、事業所等と優先的にこれを行うよう努めるものとする。

(法人情報の変更の届出)

第11条 事業者は、下表の事項を変更したときは、遅滞なく法人情報変更届出書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

法人の名称	有限会社小松原工業
法人の代表者の氏名	小久保 政洋
法人の主たる事務所の所在地	茨城県古河市上大野1439番地1

(事業の廃止の届出)

第12条 事業者は、事業区域において営む事業を廃止したときは、遅滞なく事業廃止届出書（別記様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第13条 市長は、この協議書の履行のために必要があると認めたときは、事業者に対して報告又は資料の提出を求めることができる。この場合において、事業者は正当な理由なくこれを拒んではならない。

## ( 公表資料 )

### (立入調査)

- 第14条 市長は、前条の規定による報告又は資料の提出を拒まれたときその他この協議書の履行のために特に必要があると認めるときは、市職員をして事業区域内を調査させることができる。この場合において、事業者は正当な理由なくこれを拒んではならない。
- 2 前項の調査を行う市職員は、当該調査中関係者から身分証の提示を求められたときは、これに応じなければならない。
- 3 第1項の調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

### (協議書の廃止)

- 第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この協議書を廃止するものとする。
- (1) 事業者が事業区域において営む事業を廃止したとき。
- (2) 桜川市土地利用基本条例第26条の規定による勧告を行った場合において、事業者が正当な理由なくこれに従わないとき。
- 2 市長は、この協議書を廃止しようとするときは、桜川市行政手続条例（平成17年桜川市条例第12号）第3章第2節及びこれに基づく規則の定めるところにより聴聞の手続を行わなければならない。ただし、事業廃止届出書の提出があった場合において、前項第1号に該当するものとしてこの協議書を廃止しようとするときは、この限りでない。

### (地位の承継)

- 第16条 桜川市土地利用基本条例第23条第1項の規定によりこの協議書に基づく地位を承継した者は、市長との間でこの協議書の例により新たな協議書を作成しなければならない。この場合において、新たな協議書が作成されるまでの間、この協議書の第2条及び第8条から前条までの規定中「事業者」とあるのは、「この協議書に基づく地位を承継した者」と読み替えるものとする。
- 2 市長は、桜川市土地利用基本条例第23条第2項の規定によりこの協議書に基づく地位を承継しようとする者が当該地位の承継と同時に自らとの間でこの協議書の例により新たな協議書を作成することが確実であると認められないときは、同項の規定による承諾をしてはならない。

### (引用条項の解釈)

- 第17条 この協議書において引用されている法律、条例又は指針の条項（以下「引用条項」という。）については、これらの法律、条例又は指針の改廃による形式的な齟齬（以下「条項ずれ等」という。）が生じた場合においても、この協議書の作成の際現に有効であった当該引用条項と解する。

( 公表資料 )

(協議書の保管及び公表の方法)

第18条 この協議書は2通を作成し、市長と事業者とがそれぞれ記名押印の上、各1通を保管する。

2 市長は、前項の規定による記名押印の部分を除き、この協議書の内容を市公式ウェブサイト上で公表する。この場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、公表の内容を適切に変更しなければならない。

- (1) 法人情報変更届出書の提出があったとき。
- (2) 引用条項に条項ずれ等が生じたとき。

令和 3 年 8 月 1 9 日

茨城県桜川市羽田1023番地

桜川市長 大塚 秀喜

茨城県古河市上大野1439番地1

有限会社小松原工業

代表取締役 小久保 政洋

( 公表資料 )

別記様式第 1 号 ( 第 1 1 条関係 )

## 法人情報変更届出書

年 月 日

桜川市長 様

法人の名称

法人の代表者の氏名

法人の主たる事務所の所在地

連絡先

工場立地調整協議書第 1 1 条の法人情報を変更しましたので、同条の規定に基づき、次のとおり届出をします。

区 分	変 更 後	変 更 前
法人の 名 称		
代表者 の氏名		
主たる 事務所 の所在 地		
変 更 理 由		

( 備 考 )

上記の記載欄のうち「法人の名称」、「代表者の氏名」及び「主たる事務所の所在地」の欄は、変更に係る事項に該当するもののみ、当該変更の内容がわかるように変更前と変更後の内容を対照させて記載してください。

( 公表資料 )

別記様式第 2 号 ( 第 1 2 条関係)

## 事業廃止届出書

年 月 日

桜川市長 様

法人の名称

法人の代表者の氏名

法人の主たる事務所の所在地

連絡先

事業区域において営む事業を廃止しましたので、工場立地調整協議書第 1 2 条の規定により次のとおり届出をするとともに、同協議書の廃止を求めます。

事業廃止 年 月 日	年 月 日
事業を 廃止した 理 由	